

大磯町ふるさと応援寄附金業務支援委託仕様書

令和3年11月
大磯町

大磯町ふるさと応援寄附金業務支援委託仕様書

本仕様書は、大磯町（以下「本町」という。）が大磯町ふるさと応援寄附金業務支援委託（以下「本業務」という。）を受託者に委託するにあたり、必要な基本事項について定めるものである。

1 目的

本業務に係る寄附の申込受付、寄附者情報の管理、特産品の発注・配送管理・新規開発等に関する業務を受託者に委託することにより、事務の効率化を図るとともに、本町の取組みに共感・応援してくださる寄附者を増やし、ふるさと納税制度を活用した歳入確保、本町の魅力発信及び地域産業の活性化を図ることを目的とする。

2 委託期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで

3 業務内容

(1) ポータルサイトとのデータ連携に関する業務

本町が指定する以下のふるさと納税ポータルサイトとのデータ連携（API自動連携等）が可能であること。また、データ連携ができない場合、代替の手段により業務の実施に支障が生じないこと。

【指定ポータルサイト（追加予定を含む）】

- ① ふるさとチョイス
- ② 楽天ふるさと納税（令和4年4月から新規追加予定）
- ③ ふるなび（令和4年4月から新規追加予定）

(2) 寄附受付、寄附情報の管理運用に関する業務

ア 本町が利用するふるさと納税ポータルサイトを經由した寄附申請及び受託者が設置するコールセンターにおいて受け付けた電話・郵送・FAX・電子メール等による寄附申請に関し、管理システムを使用して一元的に管理すること。

イ 管理システム上で、本町も寄附者情報の確認が随時可能であること。

ウ 寄附金の収納状況及び寄附申込受付情報等について、データ出力（CSV形式等）による集約等ができること。

(3) 寄附者へのメール等の送付

ア 受託者は、メールアドレスを登録した寄附者に対し、申込時、入金時、特産品配送時、寄附キャンセル時等に必要な情報を、メールでお知らせ

すること。

イ シティセールスの推進として、メールマガジン等のメールも希望者に配信できること。

(4) 寄附者への書類の作成及び送付

寄附者へ送付する書類を作成し、送付すること。送付においては、封入の入れ間違いが生じないように、必要な措置を講じること。送付を予定している書類は次のとおりとする。

ア お礼状

イ 寄附金受領証明書

ウ 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

エ その他町が指示する書類

(5) 特産品提供事業者への特産品発注、配送管理及び精算等に関する業務

ア 特産品提供業者への特産品の発注及び配送管理並びに在庫管理を行うこと。

イ 特産品の発注・配送管理について、管理システムを使用して一元的に管理すること。

ウ 特産品の発注・配送方法は、特産品提供事業者と十分協議し、対応すること。

エ その他発送が確実に行われるよう、特産品提供事業者に対し適切な措置を講じること。

オ 特産品の代金、配送料及び消費税は、受託者が特産品提供事業者及び配送業者へ支払うこと。

カ 上記オで支払った実費については、支払いの詳細がわかる資料と併せて本町に請求すること。

(6) 特産品の品質保持等の管理に関する業務

ア 特産品は、総務省の示す地場産品基準等の要件を逸脱することがないよう管理すること。

イ 上記の要件に適合しなくなると認められる場合またはそのことが疑われる場合は、速やかに本町へ報告するとともに、取扱いの停止に向けた調整を行うこと。なお、本町との協議の結果、当該要件に適合しなくなると認められる場合は、取扱終了に伴う必要な作業を行うこと。また、国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により本町が特産品としてふさわしくないと判断した場合も同様とする。

(7) 特産品の企画、開拓、選定、交渉に関する業務

ア 特産品の企画、開拓、選定にあたっては、説明会の開催など特産品提供事業者へ公平に情報提供を行う機会を確保するとともに戸別訪問

等を実施し、新規特産品の開発に積極的に取り組み、調整・交渉のうえ、商品の選定、価格設定、品質管理、個人情報保護を行うこと。なお、特産品とするかの決定は本町が行う。

イ 特産品は、町内の地場産品はもとより、町内の中小企業の製品のほか、サービス提供型プラン等多様な提案を行うこと。

ウ 特産品の追加について、事業者から提供の希望があった場合、速やかに対応すること。

エ 特産品提供事業者及び特産品の新規登録は、事前に本町の承認を受けること。

オ 特産品の提供事業者数、特産品数等の情報等について、本町に提供すること。

(8) コールセンター業務

本町、寄附者、特産品提供事業者、配送事業者等からのふるさと応援寄附金に関する以下の問合せに対し、迅速かつ誠実に対応すること。また、トラブルが発生した場合は、速やかに本町へ報告すること。

ア 特産品

イ 特産品に対する寄附者からのクレーム事項

ウ 特産品受付管理に係る事項

エ 確定申告等納税に係る事項

オ その他本事業に付随する各種事項

(9) ふるさと納税ポータルサイトの管理に関する業務

ア 本町が利用するふるさと納税ポータルサイトにおける自治体ページ、特産品ページ等の作成、修正及び更新を行い、寄附を受け付けられる環境を構築すること。

イ 寄附者が選択する支払方法、日付指定、要望記載欄等の設定は、本町と協議して整備すること。

ウ 広く寄附を募るため、効果的な情報発信を行うこと。

エ ポータルサイトに掲載する特産品の情報を特産品提供事業者より収集し、その特産品の生産プロセスや生産者の取組み内容などの詳細を画像付きで掲載し、更新情報を細目に掲載するとともに、より多くのふるさと納税ユーザーの検索に該当するよう措置をとること。

オ ふるさと納税ポータルサイトは、本町の希望や受託者からの提案に基づき、追加または削減する必要があるため、柔軟に対応すること。

(10) 寄附金税額控除に係る申告特例に係る処理

ア 寄附金税額控除に係る申告特例に必要な情報を入力するためのデータをエクセルやCSV等で提供できること。

イ アで作成したデータを現在利用しているシステムのファイル形式に変換し、データの取込みが可能であること。もしくは、当該市町村等へ送付する様式に変換し、名寄せすることができること。

ウ 当該市町村等へ送付するための帳票等が出力できること。

(11) 情報セキュリティ

本システムは、個人情報扱うシステムであることから、想定される脅威に対して万全のセキュリティ対策を施すこと。

個人情報保護法（最終改正：令和2年法律第44号）、大磯町個人情報保護条例（平成12年条例第11号）、その他個人情報に関する法令・規則等を遵守すること。

また、本町に具体的なセキュリティ対策を報告すること。

(12) 本町の魅力発信・地場産品等のPR

ア 寄附金を増加させるための効果的なPRを行うこと。

イ 特産品を通じた本町の魅力の発信や認知度向上のためのプロモーションを行うこと。

ウ 地域の生産者や企業等に対して、ふるさと納税返礼品の説明、事例紹介、PR、流通まで一貫したフォローを行い、新規特産品提供事業者を開拓すること。

エ 特に新規特産品提供事業者の開拓にあたっては、本町が設置する協議会、観光関連団体及び商工会等と連携を図ること。

(13) その他要件

ア 本仕様書に明記していない事項であっても、必要と認められるものは、受託者の責任において実施するものとする。

イ 本町は、必要があると認めるときは、受託者に対して収納業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求めることができる。

また、代理納付に関する受託者の帳簿、書類、その他の物件等の検査を行うことができる。

ウ 運用の報告会として定期的（月1回程度）に本町の庁舎で打合せを実施する。

また、定例以外の随時の打合せについても本町の庁舎において実施するものとする。

4 一括再委託等の禁止

受託者は、本仕様書に係る業務を原則一社一括して実施すること。ただし、複数社で実施する場合は、代表幹事社を決定し、事業実施に係る組織図を提出すること。

5 業務継続が困難になった場合等の措置

契約期間中、受託者による業務継続が困難となった場合等の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責めに帰すべき事由により業務継続が困難となった場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務継続が困難となった場合には、本町は契約を解除することができる。この場合、本町に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、本町または次期受託者が円滑かつ支障なく業務を遂行するために十分な引継ぎを行うとともに必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

(2) その他の事由により業務継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、本町及び受託者の責めに帰すことができない事由により業務継続が困難となった場合には、業務継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合は、それぞれ書面で通知することにより契約を解除することができるものとする。

なお、委託期間の終了もしくは契約の解除等により本町または次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

6 委託における著作権等の権利の取扱い

(1) 本業務で製作されたもの（以下「制作物」という。）に係る著作権は、本町に帰属するものとし、本町における二次利用を可能とする。

(2) 本町は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、本町が認める場合には、受託者は、第三者による制作物の使用を了承するものとし、使用料はかからないものとする。

(3) (2)の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。

(4) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(5) 本町は、成果物の内容（デザイン、設計等含む。）を自由に変更することができるものとする。

7 その他

(1) 受託者は、業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己のために利用することはできないものとする。また、委託期間

終了後も同様とする。

- (2) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合または定めのない事項については、本町と受託者が協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 関係法令を遵守し、法令の趣旨に沿って業務を実施すること。